

「令和元年台風第15号に係る災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの令和元年台風第15号により被災し、災害救助法の適用を受けた世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する場合は、2019年10月25日（金）までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパス・西宮北口キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

記

【対象となる奨学金】

緊急採用（第一種奨学金）無利子貸与

応急採用（第二種奨学金）有利子貸与

JASSO支援金 * 学生が学生生活の本拠として日常的に居住している住宅の被災等、一定の条件があります。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

平日8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20

※次の期間は閉室しております。

- 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
- 10月の第2土曜日

* JASSO支援金について

「JASSO支援金」とは、自然災害等により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として創設されたものです。

支給額が10万円となっており、返還の必要はありません。

詳細は、学生課までご相談ください。

令和元年台風第15号に係る災害救助法の適用地域
(9月24日付 内閣府HP情報)

【東京都】
島しょ大島町（第1報、法適用日：令和元年9月8日）

※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

以 上